

【再評価】

(1/2)

番号	事業区分	事業名	事業概要	事業採択年度	事業費 〔億円〕 上:全体 下:R4末まで (進捗率)	前回評価年度	再評価 該当要件	事業進捗等の大きな変更の有無 (※1)			対応方針 (原案)	備考	
								A	B				
									1	2			
1	道路	一般国道54号 可部バイパス	一般国道54号は、広島県広島市から島根県松江市までを結ぶ延長約180kmの主要幹線道路である。可部バイパスは、広島県広島市安佐北区可部南一丁目と広島市安佐北区大林町を結ぶ延長9.7kmの道路である。 事業目的は、広島市可部周辺の慢性的な交通混雑の緩和、安全・円滑な交通の確保を図るものである。	S56	736 (86%)	H29再	再評価を実施する 必要が生じた 事業	有		■	継続	重点	
2	港湾	福山港ふ頭再編改良事業	本事業は、我が国の基幹産業である鉄鋼業や造船業等の国際競争力の維持・強化を図るため、福山港箕島地区及び箕沖地区において、ふ頭の再編と併せて港湾施設の改良を行うものである。	H30	189 (42%)	H29新	再評価を実施する 必要が生じた 事業	有	■	■	■	継続	重点
3	港湾	尾道糸崎港機織地区国際物流ターミナル整備事業	本事業は、尾道糸崎港の既存施設の能力不足(岸壁や航路・泊地の水深不足)に伴う非効率な輸送形態を解消し、物流効率化を図るため、国際物流ターミナルを整備するものである。	H6	207 (83%)	R1再	再評価を実施する 必要が生じた 事業	有		■	■	継続	重点
4	港湾	広島海岸直轄海岸保全施設整備事業	広島市付近の沿岸域は、地形的に南向きで概して地盤高も低いことから、高潮の被害を度々被っている。また、太田川デルタ地域に発達した市街地は、埋立により発展してきた歴史を持ち、地震に対して脆弱な地域である。 本事業は、高潮による浸水被害や、大規模地震後の津波による被害の軽減を図るため、護岸や堤防等の整備を行うものである。	H17	316 (70%)	R1再	再評価を実施する 必要が生じた 事業	有		■	■	継続	重点

(※1)【事業進捗等に大きな変更がある事業】となる選定要因(判定フローに該当のチェック)

- A: 事業を巡る社会経済情勢等の変化がある。
- B: 前回評価からの事業費・事業期間の増加が10%超である。
 - 1: 事業費の増加が10%超
 - 2: 事業期間の増加が10%超

【事後評価】

番号	事業区分	事業名	事業概要	事業採択年度	事業完了年度	事業費 〔億円〕	備考
1	道路	一般国道2号 小月バイパス	一般国道2号は、大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の諸都市を連絡し、北九州市に至る延長約680kmの主要幹線道路である。小月バイパスは、下関市松屋から下関市亀浜町に至る延長5.8kmのバイパスである。 事業目的は、山口県下関市東部における交通混雑緩和、交通安全確保、治道環境の改善、地域活性化の支援である。	H20	H29	110	
2	道路	一般国道2号 周南立体	一般国道2号は、大阪市を起点とし、瀬戸内海沿岸の諸都市を連絡し、北九州市に至る延長約680kmの主要幹線道路である。周南立体は、周南市孝田町から周南市徳山に至る延長3.5km区間の交差点立体化及び交差点改良を行う事業である。 事業目的は、周南市内の慢性的な交通混雑の緩和、交通安全の確保、物流交通や地域連携の円滑化である。	H20	H29	8.0	

【報告】

番号	事業区分	事業名	事業概要	前回評価年度	策定年度	変更年度 上:今回 下:前回	現計画 開始年度	現計画 終了年度	事業費 〔億円〕 上:全体 下:R3末まで (進捗率)	備考
1	河川	千代川直轄河川改修事業	千代川では、昭和54年10月台風、平成10年10月台風、平成16年9月台風等で甚大な被害が発生している。 本事業は、近年の水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえた「気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言」により示された、1.1倍となる降雨量を前提に、治水計画の目標流量に反映し、千代川における治水安全度の向上を目的に河川改修を実施するものである。	令和元年度	平成19年度	令和4年度	令和5年度	令和24年度	153 (0%)	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第4の1(4)の規定に基づいて審議した事業 R4.8.4「第7回千代川の今後を考える学識懇談会」審議 R4.12.12 千代川水系河川整備計画変更・公表
2	河川	高津川直轄河川改修事業	高津川は、下流部に人口と資産の集中する益田市街地を控え、既往最大の昭和47年7月洪水、昭和58年7月洪水、平成9年7月洪水等により、過去、幾多の甚大な被害が発生している。 本事業は再度災害防止の観点から、高津川本川の堤防整備、河床掘削、堤防浸透対策を実施し、浸水被害を防止するものである。	平成29年度	平成20年度	-	平成20年度	令和19年度	100 (59%)	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業 R4.11.1「第3回高津川河川整備アドバイザー会議」審議
3	河川	吉井川直轄河川改修事業	吉井川下流部は、ゼロメートル地帯が広がっており、洪水や高潮等により氾濫すると広範囲に浸水域が広がるとともに浸水が長期化し、甚大な被害が発生する。 本事業は、戦後最大規模の洪水や既往最高潮位を記録した高潮に対して、堤防整備等を実施し、浸水被害を防止するものである。	平成29年度	平成29年度	-	平成30年度	令和29年度	229 (61%)	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業 R4.9.26「第7回明日の吉井川を語る会」審議

番号	事業区分	事業名	事業概要	前回評価年度	策定年度	変更年度 上:今回 下:前回	現計画 開始年度	現計画 終了年度	事業費 〔億円〕 上:全体 下:R3未まで (進捗率)	備考
4	河川	佐波川直轄河川改修事業	佐波川下流部には人口と資産の集中する防府市街地があり、重要交通網、公共施設等の中枢機能が集積している。佐波川の下流部は扇状地三角州と近世の干拓によって形成された防府平野が広がっており、一度氾濫すると被害は甚大なものとなる。 本事業は、佐波川水系河川整備計画に基づき、洪水を安全に流下させるため河川改修を実施する。	平成29年度	平成25年度	— —	平成25年度	令和24年度	183 (44%)	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業 R4.10.20「佐波川河川整備アドバイザー会議」審議
5	河川	高梁川直轄河川改修事業(小田川合流点付替え)	高梁川では昭和47年7月洪水、平成10年10月洪水等で大きな被害が発生しており、平成30年7月豪雨では、支川小田川で堤防決壊が発生し、甚大な被害が発生。 本事業は、小田川における治水安全度の向上を目的に合流点付替え等を実施するものである。	平成30年度	平成26年度	R4 H30	平成26年度	令和5年度	474 (80%)	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業 R4.10.31「第13回明日の高梁川を語る会」審議
6	河川	矢口川総合内水緊急対策事業	太田川支川矢口川は、太田川との合流点において、平成17年9月、平成22年7月と近年2度に渡り大規模な内水浸水被害が発生している。また、年超過確率1/10の降雨が発生した場合、約60戸の家屋が床上浸水となる他、広島市内への主要交通機関である、JR芸備線、県道等が浸水被害を受けることから、国・広島県・広島市が適切な役割分担の下、総合的な内水対策を推進するために、平成24年7月に「矢口川総合内水対策計画」を策定している。 本事業は、この計画に基づき、排水機場の増設を行うものである。	平成27年度	平成25年度	— H27	平成25年度	平成29年度	36 (100%)	国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領第6の5の規程に基づいて審議した事業 R4.11.17「太田川河川整備懇談会」審議
7	河川	千代川総合水系環境整備事業	千代川は、その源を鳥取県八頭郡智頭町の沖ノ山に発し、八東川、袋川等の支川を合わせて鳥取平野を北流し、日本海に注ぐ一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、千代川の水環境改善をするための整備を行うものである。	平成29年度	平成19年度 (河川整備計画)	令和4年度 —	平成22年度	令和9年度	5 (15%)	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業 R4.11.7「千代川河川整備アドバイザー会議」審議
8	河川	斐伊川総合水系環境整備事業	斐伊川は、その源を島根県仁多郡奥出雲町の船通山に発し、宍道湖、大橋川、中海、境水道を経て日本海に注ぐ一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、斐伊川の水環境改善や自然環境を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	令和2年度	平成22年度 (河川整備計画)	— —	平成16年度	令和18年度	226 (76%)	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業 R4.11.10「斐伊川河川整備アドバイザー会議」審議
9	河川	高梁川総合水系環境整備事業	高梁川は、岡山県西部に位置し、その源を岡山・鳥取県境の花見山に発し、熊谷川、西川、小坂部川等の支川を合わせて南流し、高梁市において成羽川を倉敷市において小田川をそれぞれ合わせたのち、瀬戸内海の水島灘に注ぐ一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、高梁川の自然環境を保全・再生するために整備を行うものである。	令和元年度	平成22年度 (河川整備計画)	— 令和3年度	平成21年度	令和6年度	5 (92%)	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業 R4.10.31「第13回明日の高梁川を語る会」審議
10	河川	芦田川総合水系環境整備事業	芦田川は、広島県三原市大和町蔵宗を源に発し、世羅台地を貫流し府中市を経て高屋川等を合わせ、神辺平野を流下し瀬戸内備後灘に注ぐ一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、芦田川の自然環境を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	令和2年度	平成20年度 (河川整備計画)	— 令和2年度	平成11年度	令和6年度	12 (89%)	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業 R4.11.1「芦田川河川整備アドバイザー会議」審議
11	河川	太田川総合水系環境整備事業	太田川は、その源を冠山(かんむりやま)に発し、広島市街を流下し広島湾に注ぐ一級河川である。太田川流域には、良好な自然環境、広大なオープンスペースが存在し、それぞれの地域特性に応じ、多種多様な目的で利用されている。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、太田川の安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	平成29年度	平成23年度 (河川整備計画)	— 令和2年度	平成20年度	令和12年度	7 (48%)	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業 R4.11.17「太田川河川整備懇談会」審議
12	河川	小瀬川総合水系環境整備事業	小瀬川は、広島県と山口県の県境に位置し、その源を中国山地の鬼ヶ城山に発し、瀬戸内海に注ぐ一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、小瀬川の安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	平成29年度	平成27年度 (河川整備計画)	— —	平成13年度	令和10年度	14 (88%)	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業 R4.11.17「小瀬川河川整備アドバイザー会議」審議
13	河川	佐波川総合水系環境整備事業	佐波川は、その源を山口・島根県境の三ツヶ峰に発し、周防灘に注ぐ一級河川である。 本事業は、地域との合意形成を図りながら、佐波川の自然環境を保全・再生するとともに、安全・安心な水辺利用に配慮した整備を行うものである。	平成29年度	平成26年度 (河川整備計画)	— —	平成25年度	令和11年度	9 (33%)	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第6の6の規程に基づいて審議した事業 R4.10.20「佐波川河川整備アドバイザー会議」審議

